



## がん検診・健康診査のお知らせ

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

### がん検診

#### ●子宮頸がん、乳がん検診

三豊市・観音寺市の指定医療機関検診または下記の集団検診で受診できます。集団検診を受ける場合は、7月中旬に届いた黄緑色の封筒を忘れずに持参してください。詳しくは同封のご案内をご覧ください。指定医療機関で受ける場合は、医療機関用の受診票が必要です。申し込みがまだの方は、健康課までお問い合わせください。



場 所	検診日	受付時間		託児時間
		子宮頸がん検診	乳がん検診	
山本町保健センター	8月 8日 (木)	12:45~15:00 (14:00検診開始)	予約時間を 個別通知で お知らせします (完全予約制)	12:45~ 検診終了まで
	8月 9日 (金)			
みとよ未来創造館	8月20日 (火)			
	8月21日 (水)			
	8月22日 (木)			
	8月23日 (金)			
市民交流センター	8月25日 (日)			
	8月26日 (月)			
	8月27日 (火)			
財田町公民館	8月28日 (水)			
	9月 2日 (月)			

※8月25日は日曜検診を行います。

### 健康診査

集団健診で特定健康診査・健康診査を受診していない人は、三豊市・観音寺市の指定医療機関で10月31日(木)まで受診できます。受診の際には5月下旬に送付している水色の封筒と健康保険証を必ず持参ください。受付時間は医療機関にお問い合わせください。



## 第31回 健康教育講演会

▶問い合わせ 一般社団法人 三豊・観音寺市医師会 ☎62-2211



▲鎌田 實氏

**第Ⅱ部**  
講師 鎌田 實氏  
(医師・作家)  
「人生100年時代を生きる」

**第Ⅰ部**  
講師 池田 宣聖氏  
(三豊・観音寺市医師会理事)  
「三豊・観音寺市における内視鏡胃がん検診・ピロリ検診の初年度実態報告」

**演題**  
「すこやかに生きるために  
「検診受けて健康長寿」」

**場 所**  
ハイスタツフホール  
(観音寺市民会館)

**日 時**  
9月7日(土)  
開 場 午後1時30分  
開 演 午後2時  
午後3時55分



## 後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014  
県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866

○**限度額適用・標準負担額減額認定証について(区分Ⅰ・区分Ⅱ)** ※下記の自己負担限度額表を参照  
住民税が非課税世帯(区分Ⅰ・区分Ⅱ)の被保険者の人は、健康課または各支所での申請により、医療機関などの窓口負担や入院時の食費などの軽減を受けるための「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

また、区分Ⅱの人で、新たに91日以上入院がある場合は、食費の軽減を受けるために「被保険者証」、「印鑑」、「現在お持ちの限度額適用・標準負担額減額認定証」、「入院日数を確認できる領収書など」をお持ちのうえ、再度申請をする必要があります。

○**限度額適用認定証について(現役Ⅰ・現役Ⅱ)** ※下記の自己負担限度額表を参照

住民税課税所得145~690万円未満(現役Ⅰ・現役Ⅱ)の被保険者および同一世帯に属する被保険者の人は、健康課または各支所での申請により、医療機関などの窓口負担の軽減を受けるための「限度額適用認定証」が交付されます。

### 自己負担限度額

負担割合	負担区分 ※4	自己負担限度額 ※1	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
3割	現役Ⅲ (課税所得 690万円以上)	252,600円+(総医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算) <140,100円> ※2	
	現役Ⅱ (課税所得 380万円以上)	167,400円+(総医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算) <93,000円> ※2	
	現役Ⅰ (課税所得 145万円以上)	80,100円+(総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算) <44,400円> ※2	
1割	一般	18,000円 【144,000円】 ※3	57,600円 <44,400円> ※2
	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

※1 75歳の誕生日を迎えた月(1日生まれの人を除く)は自己負担限度額が表中の半額になります。

※2 <>内は過去12カ月以内に外来+入院(世帯単位)の高額療養費の支給を3回以上受けた場合、4回目以降に適用される限度額を指します。

※3 1年間の計算期間(毎年8月1日から翌年7月31日まで)のうち、基準日(計算期間の末日)時点で負担割合が1割であった月の外来の自己負担額を合算し、144,000円を超えた場合に、その超えた額を後日払い戻します。

※4 負担区分は諸条件によります。詳しくはお問い合わせください。

### 申請に必要なもの

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・印鑑
- ・マイナンバーカードなど個人番号が確認できるもの
- ・運転免許証など本人確認ができるもの
- ・本人または世帯員が平成31年1月1日に市内に在住していなかった場合、その人の今年度の市・県民税所得課税証明書(または非課税証明書)

### ○ジェネリック医薬品(後発医薬品)差額通知について

令和元年8月と令和2年1月に「ジェネリック医薬品差額通知書」を送付します。この通知書は、現在処方されている新薬(先発医薬品)からジェネリック医薬品(後発医薬品)に切り替えた場合の自己負担額の差額(薬代がどれくらい軽減されるか)をお知らせするものです。  
※薬代の自己負担額が300円以上軽減できる人が対象です。

